

令和元年度統計法施行状況報告の概要

1. 令和元年度統計法施行状況報告の構成
2. 令和元年度における統計行政の主な動き
3. 基本計画の推進状況
4. 参考資料

令和2年7月

総務省政策統括官（統計基準担当）

1. 令和元年度統計法施行状況報告の構成

- 統計法施行状況報告は、毎年度、各府省等が実施している統計調査等の状況を取りまとめ、公表するとともに、公的統計基本計画の推進状況について統計委員会に報告。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、公的統計基本計画の推進状況を確認する項目を優先して取りまとめ、今回報告。
- 各府省等が実施している統計調査等の状況については、追って報告の予定。

平成30年度施行状況報告

はじめに
I 基本計画
II 公的統計の作成
III 調査票情報等の利用及び提供
IV 統計委員会
V その他
別編（基本計画 事項別推進状況）
資料編



令和元年度施行状況報告

今回報告分

はじめに
第1部 令和元年度における統計行政の主な動き
第2部 基本計画の推進状況（※ 別編を含む）

11月報告（予定）分

第3部 統計法条文 毎の実施状況	I 公的統計の作成
	II 統計委員会
	III 調査票情報等の利用及び提供
	IV その他

2. 令和元年度における統計行政の主な動き

1 改正統計法の施行

統計改革推進会議の「最終取りまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、統計委員会の機能強化、調査票情報の提供対象の拡大等を図るため、改正した統計法を施行（平成30年6月1日公布、令和元年5月1日施行）

2 統計委員会における再発防止策

平成31年1月に明らかとなった統計業務の不適切事案の再発防止、政府統計の品質向上等を目的とした点検検証を行うため、統計委員会に点検検証部会を設置。同部会における点検結果を踏まえ、令和元年6月に第一次再発防止策、令和元年9月に「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」を統計委員会において取りまとめ。

※ 建議を踏まえ、令和元年度末時点で「統計分析審査官の各府省への派遣」等を実施。

3 統計改革推進会議統計行政新生部会における総合的な対策

今後の統計行政の在り方に関する総合的な対策として「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日）を取りまとめ。

4 基本計画の一部変更

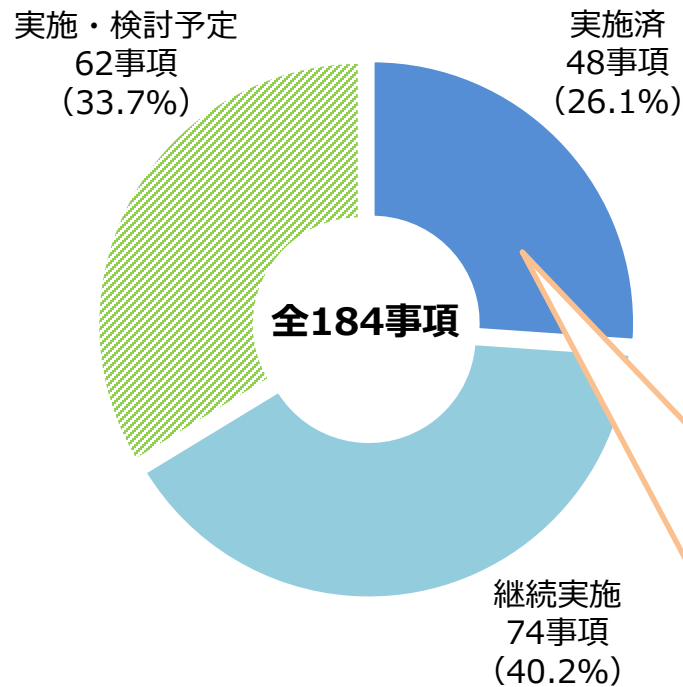
上記2・3を踏まえ、新たな取組を盛り込むため、「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期）」の一部変更を統計委員会へ諮問（令和2年3月16日諮問、同年5月1日答申、同年6月2日閣議決定）。

（注）上記以外に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年2月26日に調査実施府省に対して、調査計画の承認手続を弾力的に運用する旨、通知を発出。（報告書には未記載）

3. 基本計画の推進状況

- 令和元年度の報告では、第Ⅲ期基本計画の記載事項（全184事項）について、「実施済」、「継続実施」などに区分して進捗状況を把握・整理

（※ 第Ⅲ期基本計画のうち、令和2年度に追加、変更した事項は対象外。）



【令和元年度末の進捗状況】

- 基本計画の計画期間は、平成30年度～令和4年度
- 計画期間2年目の令和元年度末時点では、**約66%が実施済又は継続実施**
（1年目の平成30年度は約57%が実施済又は継続実施）

<令和元年度に「実施済」の主な取組実績>

- 産業連関表における研究開発（R&D）の固定資本への計上等
- 国勢調査100年に関する広報の取組
- 学校基本調査における「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性の確保
- 賃金構造基本調査における学歴区分の細分化
- 港湾調査における集計事項の充実やオンライン調査の推進

(参考) 統計法施行状況報告とは

統計法(平成19年法律第53号)に基づき、

- 1 総務大臣は、各府省、地方公共団体等が実施している統計調査等の状況を毎年度取りまとめ、公表するとともに統計委員会に報告。
- 2 取りまとめの中で、公的統計基本計画(平成30年度～令和4年度)の推進状況のフォローアップを併せて行っている。

(参照条文)

統計法

第55条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第4条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

(略)

7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

8 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

(参考) 公的統計基本計画とは

- ・ 現行の第Ⅲ期基本計画(平成30年度～令和4年度)は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、平成30年3月に1年前倒しで策定。(令和2年6月に一部変更)
- ・ 各府省は、第Ⅲ期基本計画の記載事項について、府省間の連携を図りつつ、各種取組を推進

<第Ⅲ期基本計画の記載事項例>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。	総務省	平成31年(2019年)から実施する。
	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 消費動向指数(C T I)について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。

○ 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進

